

業務仕様書

2023 度 国別研修「ブータン建設業者及び技術者の 労働安全衛生に関する能力向上」に係る参加意思確認公募

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、建設労働災害防止に携わる行政官および国営・民間建設企業関係者等を対象に、建設労働災害防止に係る能力の向上を図り、ブータン政府や建設企業の労働安全衛生にかかる意識と管理技術の向上を目的として実施するものです。本業務の遂行にあたっては、一般社団法人国際建設技術協会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、経済発展および安全で快適な生活に不可欠なインフラストラクチャー整備のための国際協力を推進することを目的として、1956 年に建設省（当時・現国土交通省）所管の社団法人として設立されて以来、開発途上国を対象にした本邦研修を実施してきた実績を持ち、国外からの研修員の受け入れに関する経験、知識を有する職員も多数在籍しています。国際協力の業務実績として、建設や道路分野での多数の課題別研修の実施や労働安全衛生分野の調査業務、ブータンでの技術協力プロジェクトや無償資金協力業務の実績があります。

特に、JICA が「JICA 安全標準仕様書」¹の取り纏めを行った際、特定者は補強として参画し、国土交通省「土木工事安全工事施工指針」をベースに、米国、英国等の建設工事における安全管理の参考図書も参照しながら本仕様書作成等に従事した実績があります。また、2021-2022 年度 JICA 「円借款の建設工事の安全管理に係る能力強化研修－JICA 安全標準仕様書（JSSS）の習得を通じて－」を実施した際、特定者は共催者として参画し、研修受講者に「JICA 安全標準仕様書」等の理解促進を図り、労働安全管理の意識向上に取り組んだ実績を有しています。

かかる背景から、特定者は本研修の目的達成に必要な労働安全衛生分野の様々な知見（多くの途上国で抱えている労働安全衛生面の脆弱性、施工管理・安全管理能力の諸課題、及び「JICA 安全標準仕様書」等を含む。）や様々な研修実績を有していることを受け、本国別研修の企画段階から協力関係にあります。

上記の理由により、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

¹ JICA 安全標準仕様書（JSSS）

（英） https://www.jica.go.jp/english/our_work/types_of_assistance/c8h0vm00008zx0m8-att/jsss_01.pdf

（和） ※仮訳版 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pq00001nz4eu-att/specific_01.pdf

1 業務内容

- (1) 業務名：2023年度 国別研修「ブータン 建設業者及び技術者の労働安全衛生に関する能力向上」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2023年10月11日～2023年10月28日（予定）
- (4) 契約履行期間：2023年9月11日～2023年12月28日（予定）

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
 - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

 - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行

う事業者

- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年7月10日(月)12:00(正午)まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書(様式1)、応募要件に該当する 全省庁統一資格を有していない者は、参加 意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年7月17日(月)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	郵送(配達記録の残るものに限る)提出期限必着
	請求締切日	2023年7月24日(月)
	回答予定日	2023年8月1日(火)
	回答方法	メール

提出書類：

- (1) 参加意思確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- (2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- (3) 誓約書(様式2)
- (4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

JICA 東京 人間開発・計画調整課(担当：吉田)

電話：03-3485-7051(代表) E-mail: ticthdop@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は5MB以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(別添2)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールに

て担当者へ一報すること。

・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。

・ JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2023年度 国別研修「ブータン建設業者及び技術者の 労働安全衛生に関する能力向上」研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 国別研修「ブータン建設業者及び技術者の労働安全衛生に関する能力向上」

(2) 全体受入研修期間（予定）

【来日研修】2023年10月11日～2023年10月28日

(3) 研修員（予定）

1) 定員 15名

2) 研修対象国 ブータン

3) 研修対象組織・対象者

ブータン建設運輸局（BCTA）にて建設労働災害防止に携わる職員

商工・雇用省労働局（MoICE, DoL）にて建設労働災害防止に携わる行政官

国営・民間建設企業にて、工事安全管理者として従事する関係者等

(4) 研修使用言語

英語

(5) 研修の背景・目的

ブータンでは、経済発展に伴う都市部での建設ラッシュ等を背景に、建設に関わる労働人口が増加している。他方、未だ建設に関わる建設業者及び技術者の労働環境の劣悪さや、事故の発生率の高さは、社会的な課題とされつつも、十分な調査もされていない。一方、労働災害の件数は33,000件（2017）とされ、その中には死亡事故も含まれるがその詳細が把握できていない状況にある。それを受け、ブータン政府は、安全管理フォーラム（年に一度、ブータンの国内の様々な関係者が労働安全に関する取り組みの調査や関連する事例などの発表を行うとともに、課題を議論し調整を行う場）等を開催し、建設分野の労働環境の改善に取り組んでいる。

JICAは、2017年以降3年間にわたりブータン政府を支援し、工事安全管理に関する取り組みを促進してきた。具体的には、①公共事業定住省や労働人材省（当時）²との3回の安全管理セミナーの共催、②同セミナーにおいての産学官連携の推進、③JICA海外協力隊やブータン事務所員を講師とした民間企業向け5Sセミナーの開催、④ブータン政府職員の課題別研修「労働安全衛生政策向上」

² 2022年12月30日、ブータン公務員改革法（2022）により、労働人材省は商工・雇用省に省庁改編された。

への継続的な派遣、⑤事務所員及びナショナルスタッフの安全管理フォーラムでの発表などに取り組んできた。さらに、こうした取り組みの中では、技術協力プロジェクト「橋梁施工監理及び維持管理能力向上プロジェクト」において作成された「安全チェックリスト」および「橋梁管理に関するマニュアル」が活用された。この取り組みの結果として、公共事業定住省の標準入札文書が改定され、安全性の項目が追加項目として記載されるとともに、他の機関がこれに従うよう推奨されることとなった。

こうした活動を受けて、ブータン政府は建設現場における労働安全の取り組みをシステムとして定着させ、着実に実施していくこと推進するために、2019年、安全フォーラムの場で労働人材省（当時）と建設開発委員会（Construction Development Board: CDB）（当時）³間でMoUが結ばれ、実際の推進機関としてCDB（当時）が、その責を担うこととなった。また、それに伴い安全管理者の配置や安全管理委員会を企業内に設けることを推進することを決めた。CDB（当時）は、労働人材省（当時）の管轄下にあり、労働安全衛生の法的側面での実行機関である労働局とともに、ブータンにおける建設業界の監督及び事業の健全な遂行等、労働安全衛生環境の改善の推進役を担う位置づけである。主な業務としては、請負業者、建設コンサルタント、エンジニア、建築家の登録や監視（モニタリング）で、公共事業の入札においては、CDB（当時）に登録された事業者であることが求められる。また、こうした業務を通じて、民間と公共セクターのかけ橋としての機能を有している。CDB（当時）に在籍する職員については、上述セミナーや研修への参加の効果もあり、労働安全に関する知識が高まりつつある。一方で、建設産業を担う民間企業の多くは、十分な労働安全に関する知識を持ち合わせていない。そのため、ブータン政府は包括的な労働安全に関する規則を整備したものの、十分な効果を得られておらず、法整備による労働安全の推進と並行して、労働安全の普及を行える人材を育成することを官民一体となって進めるため、CDB（当時）が中心となり労働安全衛生の研修のためのマニュアルの作成を行うとともに、マニュアルにそった人材育成を行うこととした。しかし、講師として期待される人材も、十分な労働安全衛生に関する知識や実際の現場での運用などを経験している人はわずかであり、中核人材はまだ育成段階である。日本においては、高度成長期における様々な労働災害の状況を経て、法整備や実践が進んだ。こうした経験を踏まえ、ブータンにおける労働安全衛生の向上を支援する。

本国別研修では、ブータン国内での事前準備及び、日本国内での、建設現場における労働安全衛生に関する研修を実施することにより、もって研修参加者の建設労働災害防止に関わる能力の向上を図り、同国政府や建設企業の労働安全衛生にかかる意識と管理技術の向上に資することを目指すものである。

³ 2022年12月30日、ブータン公務員改革法（2022）により、建設開発委員会はブータン建設運輸局（Bhutan Construction and Transport Authority: BCTA）に省庁改編された。

(6) 案件目標

ブータンの建設業における労働安全衛生の状況が改善されることをねらいとして、本案件では、ブータンの建設部門の安全文化の育成・普及促進を図り、ブータン政府関係者の労働安全環境に関する管理能力を高めることを目標とする。

(7) 単元目標（アウトプット）

研修参加者が日本の建設業における状況を学ぶことにより、建設業における労働安全衛生基準や管理体系の理解を深め、リスク管理、記録・調査・報告、建設機械・機器の安全な操作の方法を習得する。

(8) 研修内容

1) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実験／実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

2) 当機構が実施するプログラム

- ・集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年9月11日～2023年12月28日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含む。）

(2) 業務の概要

以下の日本の事例が十分に参考になるように、講義内容や視察先選定などを工夫して研修を実施する。

- ・講義・視察：

- ・建設業における労働安全衛生基準
- ・建設業における労働安全衛生基準に関するトレーナー研修
- ・規制官庁による労働安全衛生モニタリング
- ・建設業における効果的な労働安全衛生実現に必要な管理体系
- ・ハザード特定・リスクアセスメント・リスクコントロール
- ・建設業における主要な危険と予防、建設機械・機器の安全な操作

- ・労働安全衛生事象の記録・調査・報告の流れ
- ・日本の建設業におけるベストプラクティスのケーススタディ

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契

- 約)。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
 - (3) 本業務概要は予定段階のものであるので、詳細については変更となる可能性があります。
 - (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名) 印
(メールアドレス)

2023 年度国別研修「ブータン 建設業者及び技術者の労働安全衛生に関する能力向上」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4判 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 添付資料（令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有していない場合）

(1) 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

(2) 登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの）

(3) 財務諸表（写）（申請日直前1年以内に確定した決算書類）（写）

(4) 納税証明書（写）（その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの）

以 上

提出日： 年 月 日

誓約書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役 殿

2023 年度国別研修「ブータン 建設業者及び技術者の労働安全衛生に関する能力向上」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

法人番号

住所

法人名

役職名

代表者氏名

印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察 庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定

個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係 事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号等利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上